
教 育 委 員 会 訓 令

高知県教育委員会訓令第5号

教育委員会事務局
県立学校

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年7月28日

高知県教育長 長岡 幹泰

県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令

県立学校職員服務規程（平成4年12月高知県教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第7条中「押印しなければ」を「署名し、又は押印しなければ」に改め、同条ただし書中「押印」を「署名又は押印」に改める。

別記第2号様式から別記第4号様式までを次のように改める。

別記第5号様式から別記第10号様式までの規定中「㊦」を削る。

附 則

この訓令は、令和5年7月28日から施行する。

高知県教育委員会訓令

◎ 県立学校職員服務規程の一部を改正する訓令